

## D P Cデータ提出開始届出書

1. A245データ提出加算に関する施設基準（該当する項目にチェックをすること。）<sup>(※1)</sup>

- A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- 「D P C導入の影響評価に関する調査」に適切に参加できる。
- 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。
- D P Cデータ作成対象病棟のデータを提出する体制を整備したこと。

2. 病床数<sup>(※2)</sup>

一般病床	床
精神病床	床
感染症病床	床
結核病床	床
療養病床	床
計	床

3. データ作成開始日<sup>(※3)</sup>

平成 年 月 日
----------

上記のとおり届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

厚生労働省保険局医療課長 殿

事 項	担 当 者 1 <sup>(※4)</sup>	担 当 者 2 <sup>(※4)</sup>
保険医療機関名		
所 属 部 署		
役 職		
氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
E - m a i l		

(注意事項)

※1 施設基準を全て満たした上で届出を行う病院は、データ作成を開始する月の前月の20日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

なお、平成26年3月31日までに当該加算の届け出を行っている病院が、DPCデータ作成対象病棟（第1節の入院基本料、第3節の特定入院料及び第4節の短期滞在手術基本料（A400短期滞在手術等基本料1を除く。））のデータを提出する場合には当該届出書を提出すること。

※2 病床数は、許可病床のうち医療法第7条第2項第5号に規定する病床数を記載すること。

※3 データ作成開始日は、データ作成開始月の初日を記載すること。

※4 担当者2名について、DPC対象病院及びDPC準備病院は、「DPC導入の影響調査に関する調査」に係る連絡担当者としてDPC調査事務局に登録している担当者を記載すること。